保険かわら版
保険請求や医療保険の動向等

資格喪失後受診と保険証の確認

Q1　全国健康保険協会(以下で「協会けんぽ」)の支部から「資格喪失後受診」として１件の照会があった。該当の患者については、保険証を確認して診療をしていた。どう対応したらいいか。

A1　受診に際して被保険者証(通称「保険証」)を確認して診療を行っていたかが、ポイントになる。確認していれば医療機関に責はない。

今回、確認が行われていたので、協会けんぽが同封してくる「回答書」には、被保険者証の確認日欄の該当日に○印をつけ、「レセプトの返戻に同意しない」旨の流れで照会事項に回答していけばよい。

会社等をやめた方の被保険者証が速やかに回収されてないケースでは資格喪失後受診が往々にして起きてしまう。保険医療機関は、療養担当規則で、緊急な場合を除いて「患者から療養の給付を受けることを求められた場合には、その者の提出する被保険者証によつて療養の給付を受ける資格があることを確めなければならない」(第３条）と確認義務が定められている。また資格喪失後受診のケースでは、今回の協会けんぽのように保険者が照会につけてくる「回答書」の様式に、日毎の被保険者証の確認欄があるので、月初の確認だけでは不十分で原則的な対応が必要だ。

複数医療機関での自己注の算定

Q2　同一の患者について、内科医療機関でインスリンの自己注射を、整形外科医療機関でフォルテオの自己注射の管理を行っている場合、それぞれの医療機関で在宅自己注射指導管理料が算定できるか。

A2　算定できる。２以上の医療機関で異なった疾患に対する指導管理を行っている場合、それぞれの医療機関で処方されている注射薬等を把握することを要件として、それぞれの医療機関で在宅自己注射指導管理料を算定できる。

Q3　２以上の医療機関が特別の関係にある場合でもそれぞれ算定できるか。

A3　異なる疾患に対する自己注射の指導管理を行っている場合は、それぞれ算定できる。

Q4　同一医療機関の異なる診療科の医師が、異なる疾患に対してそれぞれ自己注射指導管理を行った場合はどうか。

A4　同一医療機関の場合はいずれか一方で算定する。

共済だより

保険医年金の「一時払」掛金の支払い期限は?

Q　保険医年金の一時払の掛金について、その支払い期限は？

A　12月20日までに長野県保険医協会が指定する口座へお振込みをお願いします。申し込みの際の口数を減らして送金は可能ですが、増やしての送金はできません。

保険医年金の「一時金」の年内着金の手続期限は?

Q　保険医年金の数口を一時金で請求したいが、年末年始の扱いは?

A　本年中の着金を希望される場合は、協会に12月15日までに書類が届く必要があります。なお、税制上の一時所得の発生年度は、生命保険会社の送金手配日での判断となりますので、年明け着金の場合でも生命保険会社が年内手配の場合は2016年の扱いとなります。年内に書類を協会に送り2017年扱いとする場合は、その旨、お知らせいただくか、年が明けてからの請求としてください。

「保険診療の手引」説明会
102医療機関172名が参加

長野県保険医協会では10月下旬に「保険診療の手引」(医科)をテキストにした説明会を開催した。県下４会場（飯田、長野、松本、上田）で開催し、102医療機関172名が参加した。

県下４会場で開催のうち10月19日の長野会場

説明会では、初・再診料や医学管理等を中心に、日頃より協会への問い合わせの多い項目や算定誤りの多い項目を解説。特定疾患療養管理料の退院後１か月以内算定不可の取扱いが自院からの退院に限られることや、在宅自己注射指導管理料について別疾患であれば複数医療機関にて算定可能であることなど、４月診療報酬改定を踏まえた取扱いの変更などが強調された。また、湿布薬の処方制限とレセプト記載や、新設された薬剤総合評価調整管理料など、投薬に関する説明も重点的に行われた。

税務・経営電話相談

県保険医協会の「**税務・経営電話相談**」は、顧問税理士の土屋信行氏により、次の通り実施しています。

◆平日の受付時間

10：00～12：00、13：00～16：00

◆受付電話　0269-33-3265(しらかば会計事務所)

なお、土屋税理士(写真)が不在の場合は会員である旨と連絡先を伝言下さい。改めて税理士の方から連絡を致します。

理事会便り
10月17日の討議と決定等

長野松本佐久辰野の4地区結ぶweb会議で開催.19:30～21:30. 出席役員:鈴木会長,市川,野口各副会長,池上,河原田,奥山,林,布山,三田各常任理事,議長:林常任理事

■報告・承認事項

9月度議事要録、9～10月度会務報告、7月度会計報告を承認。

会務報告に関係して、①保険でより良い歯科医療を長野連絡会主催の歯の供養祭10/8について参加役員、事務局より報告、②新規事務局員…10/1入局の水野事務局員より自己紹介があった。

■医療運動の関係

9月開会の臨時国会の情勢、TPP承認に向けた動向、厚労省の所得再分配調査、オプジーボの薬価期中改定、2015年度概算医療費と調剤など報告があった。

1.ストップ患者負担増…来年度以降提出が検討されている、窓口負担増などの計画について保団連の討議資料を参照し学習、保団連提起の患者署名第一次案について協議。

①保険医協会からの署名依頼が多いため会員の協力が得られるのかといった意見がある。一方で、国民の意見を届ける方法としては署名は必要であり、患者との対話の機会ととらえて推進すべきだといったことで署名に取り組む方向を決定。②内容がわかるように具体的な記述(数字)を入れたらどうかとの意見が出された。

2.長野県への要請・懇談の企画…医療、介護、福祉に関する県への要望素案について協議。

地域医療構想など医療・介護提供体制、国保財政運営の都道府県単位化、福祉医療窓口無料、B型肝炎ワクチンなどを中心に県に要望することとし、文案については当日の意見をもとに修正を加える。

■指導対策

1.関東信越厚生局長野事務所との懇談

① 10/27に厚生局長野事務所で所長との懇談を実施する旨報告。

② 事前に文書で提出してある以外に選定理由の開示や自主返還の取り扱いなどについて意見が出され、それらは当日出席予定役員の口頭発言で対応の形とする。

2.健康保険法改正研究会提言の検討…同研究会は当協会も支援団体…次回討議していく。

活動日誌

長野県保険医協会の動向を下記に掲載。場所記載なしは長野市で開催又は実施。4地区Web会議は長野佐久松本辰野を結んで。[ ] 内は担当役員及び事務局名(事務局は一部略あり)。保団連会議は保団連役職名で記載。

10/17*理事会(次号事会便り欄参照) *医科診療所開設会員に医療連携アンケートを発送

10/18*「保険診療の手引」説明会が飯田で[講師:増田事務局員,17医療機関28名] *県医療団体連絡懇談会[宮沢事務局長]

10/18*患者意識調査を医科開業医会員に依頼

10/19*「保険診療の手引」説明会[講師は初回と同様,34医療機関57名] *保険でより良い歯科医療を長野連絡会事務局会議が長野松本Web会議で[鈴木会長,奥山常任理事,原事務局員ほか]

10/20*国会行動及び「憲法,いのち,社会保障まもる10.20国民集会」が東京で[鈴木会長,市川副会長,河原田,林常任理事,宮沢事務局長,田村,水野事務局員] *「保険診療の手引」説明会が松本で[講師は初回と同様,30医療機関51名] *「在宅医療点数の手引」説明会案内兼注文書を医科会員に配布開始 *「長野県の医療介護のこれからを考える県民集会」案内チラシを会員に配布開始

10/21*28年度後半期の歯科関係講演会・研修会等のお知らせチラシを歯科会員に配布開始

10/22*県社保協国保連続学習会が松本で[宮沢事務局長,田村事務局員]

10/24*グループ生命保険加入者会員に配当通知

10/25*「保険診療の手引」説明会が上田で[講師は初回と同様,21医療機関36名]

10/27*関東信越厚生局長野事務所長に指導関係の要望書提出[鈴木会長,野口副会長,宮沢事務局長] *医療介護を考える県民集会の会場で打ち合わせが岡谷で[宮沢事務局長] *保団連の医科社保担当事務局研修会が大阪で [増田,水野事務局員]～28

10/29*保険で良い歯科医療を全国連絡会が東京で[鈴木会長,原事務局員]

10/30*保団連全国歯科交流集会が東京で[市川理事,鈴木会長,宮沢副会長,奥山,林常任理事] *長野県の医療介護のこれからを考える県民集会が岡谷で[宮沢事務局長,増田,水野,田村事務局員]

11/2*保団連医科社保小委員会が電話会議で[増田事務局員]

11/4*県の地域医療策定委員会を傍聴[宮沢事務局長] *県社保協事務局会議[同上]

11/9*「歯援診」対応研修会の案内チラシを歯科会員に配布開始 *医科診療報酬改定アンケートを医科会員に依頼

11/10*「在宅医療の手引」説明会案内兼注文書はがきを医科開業医と病院に発送

長野県保険医協会の会員数　11月1日現在1,341人（医科745人、歯科596人）